

令和2年度

近畿農政局 農業農村整備事業等 事業評価技術検討会（第1回）議事概要

- 1 日 時：令和2年6月8日（月）13:00～14:30
令和2年6月10日（水）13:00～14:30
令和2年6月12日（金）13:00～14:30
新型コロナウイルス対策の一環として、3日に分けて開催した。（行程・説明内容は同じ）
- 2 場 所：兵庫県東播土地改良区 会議室
- 3 対象地区：国営かんがい排水事業 東条川二期地区
- 4 委 員：藤原 正幸 京都大学大学院教授
岡田 知弘 京都橘大学教授
須戸 幹 滋賀県立大学教授
古谷 千絵 ジャーナリスト
坂本 真有美 生活協同組合コープ自然派京都理事長
- 5 議 事：

令和2年度近畿農政局農業農村整備事業等事業評価技術検討会（第1回）を開催し、令和3年度事業着手予定地区である国営かんがい排水事業「東条川二期」地区について、事業の計画概要、新規地区採択チェックリストに基づく評価内容及び事業の効用に関する内容について審議していただいた。

なお、各開催日の質疑応答の概要は以下のとおり。

【6月8日】

（委員）環境配慮検討会における地域住民代表の参画状況を知りたい。

（農政局）環境配慮検討会には県、関係市、土地改良区及び農政局が出席。土地改良区には行政ではなく、住民の立場も代表するという位置づけで参画いただいている。

（委員）土地改良区は事業を要請する当事者であり、一般住民という性格からは遠いのではないか。

この事業計画の中で特に地域住民の意見を聞く必要があるのは曽根サイフォン。非農家の方にとっては事業効果については実感がわきにくいですが、サイフォンは日々の暮らしの風景の中に浮かび上がる構造物だ。歴史的な先人の知恵を使ってつくられた水利施設であること、地域の大事な特産物である酒米を育てるために必要な施設であるということなど、地域で暮らしている人たちが知識として共有しておいた方がよいものがあると思う。

他方で、非農家の方の中にはこの施設を目障りなものという意識を持っておられる方もいると思う。例えばレイアウトや色合いなど景観にどう配慮していくか、地域にとっては大きな問題になり得るので、計画立案の早い段階から地域の非農家の皆さんとの合意形成を図り、同時に地域農業について理解していただく機会を設け、地域全体で考えていただくような場が必要だ、というのが資料にある環境配慮の理念の主旨だ。「地域とともに次世代に引き継ぐ」ということを具体化することがとても重要。今

からでも間に合うので、非農家や環境分野など多様な方を巻き込んで、地域や施設を維持するためにどのような方向が良いのかをしっかりと議論しながら進めていただくことが大事だ。

(農政局) 事業着手後は、緊急性が高い貯水池の耐震対策を優先して取りかかる考え。曽根サイフォン等の水路関係工事は事業着手してから数年後の着工を予定している。幸いまだ時間があるので、具体的に設計を進めていく中で、多様な意見を聞いていきたい。現段階ではまだ環境委員会等での地域住民へ具体的な説明は行っていないが、基本的にはサイフォンの今の形態を大きく変えずに更新することについてはご理解頂いているので、工事上の都合や設計基準で定められたクリアランス等と調和させていく作業が必要になってくる。具体的に計画・設計が進んでいく過程で、例えば、完成イメージ図等を地元住民の方へ提示する等して丁寧な合意形成に努めたい。

(委員) 食料の安定供給の確保で、高収益作物というのは決められたリストがあるのか、という風に選ばれるのか。

(農政局) 高収益作物の選定の考え方は改めて回答させていただく。

(委員) 担い手への集積率が県平均を下回っており、耕地利用率も 100%未満なのはなぜか。

(農政局) 整理した上で回答させていただく。

(委員) 小水力発電等の再生可能エネルギーが導入予定無しとのことであるが、検討もされていないのか。

(農政局) 小水力発電について検討したが、発電量が少ない割に、工事費が高額となることから断念した。

(委員) 水源かん養効果の流況安定化寄与水量について、現況より増えた量が流況安定化寄与水量ということか。

(農政局) 事業を実施しなかった場合と実施した場合を比較した際、取水された水が河川下流域に還元水として還っていくため、河川の利用可能量が増え、流況が安定するという事です。

(委員) わかりました。

(委員) 他の委員も 10 日、12 日に意見を出されるかと思うが、その意見を第 2 回検討会迄に確認する機会はあるか。

(農政局) 本日の概要も含めて 10 日、12 日の議事概要は事務局で整理をし、全委員の皆様にも共有いたします。また、議事概要について修正意見等があればお知らせ頂ければと思

います。修正して、最後の結果につきましては、第 2 回の検討会の場で、改めて説明させていただければと考えております。

【6月10日】

(委員) チェックリスト中の「関係機関との協議」の項目で多くが「協議中」という評価結果がある。今現在は協議中とのことだが、この評価項目の締め切りはいつになるのか。

(農政局) 事前評価公表までが期限である。

(委員) 他者所有財産について関係者と調整するようだが、何人ぐらい該当するのか。

(農政局) 個人財産ではなく、改修予定のため池が自治会所有になっており、自治会そのものが土地の所有者になり得るかという点で審査中になっている。

(委員) ため池改修にあたり、所有者以外のため池に隣接する民地には、協議はしないのか。

(農政局) 詳細の仮設計画が未決定であり、個別の調整は未了。

(委員) 漁協との協議は該当なしとなっているが、鴨川ダムを現地調査した時に漁協の看板を見かけた。該当なしの評価で良いのか。

(農政局) 仮設計画等が概定した時点で、その都度協議する方針であるため、現時点では該当なしの評価としている。

(委員) 漁協に関しては、慎重に整理した方が良いのではないか。

(委員) チェックリストの「担い手への農地利用集積率」について、本地区は県平均を下回っているようだが、その理由と今後の見通しは。

(農政局) 本地区の関係市では、商工業の発展に伴い、他産業への就業機会に恵まれたことから兼業化が進み、安定兼業農家が増加してきた。こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、農地の流動化は、顕著な進展をみないまま現状に至っている。関係市では、地域の話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指すこととしている。事業着手後には、東条川二期地区営農検討委員会から移行を予定している『営農推進組織』において、山田錦の生産技術の伝承を通じた担い手の育成にむけた取り組みを行うこと等を通じて、担い手への利用集積を図る考え。

(土地改良区) 当方は土地改良区職員であると同時に農家でもある。酒米の収益が主食用米より良いことや、自家生産の米を作る習慣があること等も、農地集積が進んで来なかった理由ではないかと考える。ただし、徐々に農地を任せたい農家も出てきている。

(委員) 本地区のような特殊な地区ではチェックリストの数値による評価は難しい。数値以

外で評価できるのであれば、別に集積効果のように何らかの評価ができるかもしれないが、特記事項で記載できないものか。

(委員) チェックリストで評価する項目は様式があるのか。

(農政局) 通達で事業種ごとに決まっている。

(委員) 生協では国産オーガニック農産物を推進しており、徳島や九州で「有機の学校」を作って、若手を育てる取組も行っている。チェックリストには、新規就農者を育てるような視点はないのか。若手農家は農機購入や子育て等の課題も抱えている。評価項目に持続的農業の発展といった消費者の視点で評価できる項目が欠けていることが残念に思う。

(農政局) ご意見があったことを本省へ報告します。

(委員) 兵庫県豊岡市のコウノトリ米や有機米を原料にした酒を組合員が希望されている。生物多様性や何かに特化した取組があると需要はある。

(委員) 最近の気象は予測がつかないところがあるので、水害に対して、今回の工事や管理で何か対策ができないのか。

(農政局) 鴨川ダムは利水ダムなので洪水調整機能は無いが、治水に活用できないか検討が進められているところ。治水利用という方向で話は進んでいるが、まだハード整備の負担など制度的にしっかりしたものになっていない。昨秋から検討している。

(委員) この地域は酒米と主食用米が作付されているが、作物生産効果の数式は作付面積×単価が基本で、作付面積が大きな決定要因として働くと思われる。しかし、本地区では酒米と主食用米ではほぼ二倍の年効果額の差がある。どのような要因によるのか。

(農政局) 大きな要因は、主食用米と酒米の単価の差である。主食用米の単価は 198 円/kg だが、酒米の単価は 428 円/kg で、2 倍以上の開きがある。また、純益率も酒米の方が主食用米より高い。

(委員) もう 1 点は、都市用水を確保する効果に関する意見である。本地区の水源かん養効果を見ると、受益範囲に限定された効果分析ではない。流域での水源確保ということなので、上水等、農業以外の用途も想定されている。このような地区を想定して、都市用水を確保する効果を係数化して計算できるようにする等の取組をしても良いのではないかと。是非、本省へ進言していただきたい。

(農政局) ご意見があったことを本省へ報告します。

【6月12日】

(委員) 受益面積・対象面積は全て水田ということになっていたが、たまねぎ等の記載がある。水田から転作されている畑ということか。

(農政局) 然り。転作である。

(委員) たまねぎもローテーションで転作しているのか。

(農政局) 然り。水田の畑利用をしている。

(委員) 優先配慮事項1 で山田錦の栽培で水が不足することが多いので、水を回すということや、それが経費を削減された計画であるということは理解できるが、逆に言えば今まで配水していた地域には水を送らないことになる。施設造成時の計画に対して、受益面積の減少数、栽培作物の変更、どの程度水が不足しているか等、数字等による根拠、裏付けはあるか。今まで送水されていた地域が困ることにならなければよいが。

(農政局) 現在昭和池の水には約40万m³の余裕があり、そのうち鴨川ダム掛かりに補給する量は約30万m³である。従って、昭和池には約10万m³余裕が残る。昭和池掛かりに余裕が生じている背景としては、受益面積が昔に比べて少し減ったことも要因かと思われる。

(委員) 水を回しても十分だということですね。

(委員) 高収益作物について、先ほど説明にもあった転作でたまねぎを作るとのことだが、法律では強制的に転作させるということはできないと思われる。たまねぎを作る動機はどのようなものか。山田錦だけだとリスクがあるからたまねぎを作っている等か。

(農政局) 淡路島に続く兵庫県産ということで、今後たまねぎの需要が伸びて売れるのではないかという期待がある。国営事業を実施するにあたり、国の施策に沿って、高収益作物・高収益野菜を伸ばしていくことが大前提にあり、営農計画を策定する際、国の施策に沿った営農計画をつくるよう地元を指導し、地元の合意形成を得ながら策定している。

(委員) 酒米も高収益作物か。

(農政局) 然り。高収益作物の定義として、農水省では地域の農業振興計画に位置づけられているものとしており、本地域ではたまねぎが指定されている。また、米・麦・大豆・飼料用作物のように国の補助金が入っていないことも条件である。

(委員) 高収益作物を栽培できるなら、もう少し担い手がいてもいいかなと思う。担い手を増やしていくと資料にはあるが計画通りいくのか。

(農政局) 担い手への農地集積は国の大きな施策の一環である。この地域で担い手の集積が進んでいない理由としては、商工業が発展しており、他産業への就業に恵まれている地域であることから兼業農家が多いのではと分析している。ただし、今後更なる発展を目指すためには一定の担い手への集積は必要になってくる。

今後、営農の推進部隊として「営農推進組織」を設立していく予定で、特に山田錦を中心に担い手への集積に向け、一層関係機関と協力していこうとしているところ。

(委員) 個人的に契約栽培を行っているところを大規模にして担い手に預けていくという方向性は難しいと思う。後継ぎはいるかもしれないが、無理やり大規模にして担い手を育成していくというのはこの地域には合わないと思う。酒造メーカー同士がまとまるなら別かもしれないが、個々の農家が、個々のメーカーと契約する方式をとっているため、これ以上数字は伸びない気がする。取組みは続けていけばいいので、無理矢理達成していくために集約していく必要まではないかなと思う。

(農政局) 委員のおっしゃるとおり地域毎に合った形があると思う。

(委員) 耕地利用率が 95%であるが、何も作付けしていない農地が 5%あるという理解でよいか。

(農政局) 耕地利用率の分母の耕地面積は登記簿の面積であり、畦畔を含んだ面積である。他方で、分子の計画作付延べ面積は水張り面積で畦畔を除いている。そのため、表作で 100%、裏作で小麦を作ったとしても耕地利用率は 100%を切ることもあり得る。耕地利用率の他に本地利用率という指標があるが、この地区では 100%を超える。ただし、農水省の基本計画では、耕地利用率で全国統一的に評価している。

(委員) 誤解を招きやすい数値だと思う。101%以上だから 100%全部使っていると見える。

(農政局) 本地利用率になると当然 100%を超えます。

(委員) 景観配慮の地域住民等の参加について、名簿に記載されている方々を地域住民の代表として扱うのは無理があると思う。今後表現を工夫されるとのことだが、地域住民の参加や地域住民との合意形成が事業実施の判定要件になっているのか。

(農政局) 事前評価の評価項目としては資料に記載のとおりである。ただ、地域住民の方々と意思疎通がこれまで全くなかったわけではなく、色々な場面で曽根サイフォンや環境面等について、土地改良区を通じて意見交換を行っているため、その辺を整理して記載を修正したいと考えている。

(委員) 事業説明会等で工事内容や環境への配慮対策等を説明しているのではないのか。

(農政局) 然り。

(委員)費用対効果の算定について、この事業に対してどの程度の効果があるかを算定するものなので、施設造成時の費用が計上されているのがそもそもどうなのかと思う。その金額が費用を大きくしてしまっているのでは。算定手法が定まっているので、質問ではなく一般市民としての意見である。

また、用水機能がなくなったとしても少なくとも河川には水が流れており、そこから取水はできるので、天水だけの場合の収量や品質と比較すると、費用対効果が高く評価されると思う。ただ、そういった状態でどれだけの収量があるのか推定することもできないので、天水だけの場合と比較するのもやむを得ないと思う。

以上